

八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 110 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

第 4 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

(実態調査)

第 5 条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権啓発)

第 6 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権啓発活動等の施策を積極的に推進するものとする。

(審議会)

第 7 条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。